

# 月刊エフアンドパートナーズVOL.9



## 【遺言書】

残暑の中にも少しずつ秋を感じる季節になりました。これからは、スポーツと芸術と食欲の秋の始まりですね。

今回は、**遺言書** についてです。

司法書士法人  
**F&Partners**

### そもそも遺言書とは何？

遺言とは、人が自分の死後のために残す最終の意思表示です。遺言というと、まだまだ先のことだと思う人も多いでしょう。しかし、生きている限りいつ何が起るかはわかりません。万が一に備えて自分の意思を明らかにしておけば、家族間のトラブルを避けることもできます。

遺言を書くときは、偽造や変造を防止するために、法律に定められた方式に従って、きちんと書くようにしましょう。

また、遺言の内容が問題となるときには、本人に真意を確認することはできませんので、遺族に理解しやすいようにわかりやすく簡潔に書くことを心がけましょう。

### 遺言書を書く時の注意点

- ① 法律上の形式に従って書く（日付、全文、氏名、押印を正確に）
- ② 用紙は自由（チラシの裏でも可）
- ③ 使用文字は漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字すべてOK
- ④ 人名や動産、不動産などの遺産の記載は正確に
- ⑤ 意思能力を立証できる資料を用意する

### 遺言の効果が認められるものと認められないもの

法律上の効果が認められるもの

- ① 相続に関する事柄
- ② 相続以外の財産処分
- ③ この認知に関する事柄
- ④ 遺言の執行に関する事柄

法律上の効果が認められないもの

左記①～④以外の事柄  
例 兄弟仲良く暮らすように  
自分の葬式は盛大にやってくれ

相続といえば、民法が定める法定相続分の規定が原則だと考えている人が多いようですが、それは誤解です。遺言による指定がないときに限って、法定相続の規定が適用されるのです。つまり民法ではあくまでも遺言者の意思を尊重するため、遺言による相続を優先しています。

また、上記のように法律上の効果が認められるのは、民法で定められた一定の事柄について書かれた遺言だけなのです。

ただ、遺言者の希望を遺族に伝えるという意味では大切なことですので、できるだけ自分の思いを書き残しておくとい良いでしょう。



お問い合わせフリーダイヤル  
平日 9:00～19:00  
土日祝10:00～19:00  
**0120-356-652**

- 〈京都事務所〉  
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地  
第11長谷ビル5F
- 〈滋賀事務所〉  
滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 1F
- 〈大阪事務所〉  
大阪府中央区内本町1-1-1 OCTビル3F
- 〈神戸事務所〉  
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2-17